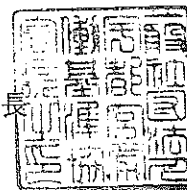




宇労基協発第 36 号
令和 5 年 7 月 26 日

事 業 者 殿

一般社団法人 宇都宮労働基準協会 会長



「粉じん作業に係る特別教育」の実施について

労働安全衛生関係法令により、屋内での金属の研磨・バリ取り・鋳物作業等の「特定粉じん作業」については、標記特別教育の実施が義務付けられています。じん肺は、粉じんの吸入による不可逆性の疾病でありその予防は非常に重要です。「特定粉じん作業」に従事する従業員はもちろん、粉じん作業に従事している多くの従業員が受講されますよう御案内いたします。

記

- 1 開催日時 令和 5 年 12 月 15 日（金）午前 9 時 15 分受付開始 講習時間 9：35～16：10 予定
- 2 会 場 栃木県護国会館（宇都宮市陽西町 1-37 電話 028-622-3180）
- 3 受講料 12,100 円（税込）、テキスト代 880 円（税込）、合計 12,980 円
協会会員 7,700 円（税込）、テキスト代 880 円（税込）、合計 8,580 円
（注）開催日 1 週間以内のキャンセルは受講料をお返しいたしません。
- 4 申込方法 一般社団法人宇都宮労働基準協会（宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4F 電話 028-633-4133 FAX 028-633-8507）へ別紙申込書にて FAX 送信で予約の上、受講料を添えてお申し込み下さい（現金持参・口座振込）。

口座振込先
栃木銀行・本店・普通預金・口座番号 2787331・一般社団法人宇都宮労働基準協会
- 5 申込締切 令和 5 年 11 月 10 日（金）
（定員 40 名になり次第締切りとなります。また、申込が少数の場合には開催を中止いたします。）
- 6 その他
 - ① 受講した方には、修了証を交付いたします。申込書の受講者氏名等は楷書で、略字を使わず正確に記入してください。
 - ② 受講対象者は、常時「特定粉じん作業」に係る業務（裏面の粉じん障害防止規則 別表第 2 に掲げる作業）に従事する労働者ですが、別表 1 の粉じん作業に従事する労働者も受講できます。
 - ③ 受講当日は、受講票と筆記用具を御用意ください。近隣に飲食店等が少ないため、御弁当等を持参いただくのが無難と考えます。受講生にお伝えください。

【粉じん障害防止規則別表第1】に掲げる粉じん作業】

- 1 鉱物等（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（次号に掲げる作業を除く）。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐（しすい）する場所における作業
 - ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業
- 1の2、ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
- 2 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（3号、3号の2、9号、18号に掲げる作業を除く。）
- 3 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積み込み、積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。ただし、次に掲げる作業を除く）。
 - イ 湿潤な鉱物等を積み込み、積み卸しする場所における作業
 - ロ 水の中で破碎し、粉碎し、ふるい分けする場所における作業
- 3の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、積み卸す場所における作業
- 4 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。
- 5 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、岩粉を散布する場所における作業（次号に掲げる作業を除く）。
 - 5の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
- 5号の3 坑内であって、第1号～3号の2、5号、5号の2に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、堆積した機械設備・電気設備を移設し、撤去し、点検し、補修する作業
- 6 岩石・鉱物を裁断し、彫り、仕上げする場所における作業（第13号に作業を除く。）。ただし、火炎を用いて裁断し、仕上げする場所における作業を除く。
- 7 研磨材の吹付により研磨し、研磨材を用いて動力により岩石、鉱物、金属を裁断する場所における作業（6号に掲げる作業を除く。）。
- 8 鉱物等、炭素原料、アルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、ふるい分けする場所における作業（第3号、15号、19号の作業を除く。）。ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、ふるい分けする場所における作業を除く。
- 9 セメント、フライアッシュ、粉状の鉱物・炭素原料・炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、積み卸す場所における作業（第3号、3号の2、16号、18号の作業を除く）
- 10 粉状のアルミニウム・酸化チタンを袋詰めする場所における作業
- 11 粉状の鉱物・炭素原料を原料・材料として使用する物を製造し、加工する工程において、粉状の鉱物・炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、散布する場所における作業（第12～14号に掲げる作業を除く。）。
- 12 ガラス・ほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業・調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
- 13 陶磁器・耐火物・珪藻土製品・研磨材を製造する工程において、原料を混合し、成形し、原料・半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、半製品・製品を台車から積み卸し、仕上げし、荷造りする場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、製品荷造りする場所における作業。
 - ロ 水の中で原料を混合する場所における作業
- 14 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、成形し、半製品を炉詰めし、半製品・製品を炉出しし、仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
- 15 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、鋳びり等を削り取る場所における作業（第7号に掲げる作業を除く。）。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。
- 16 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、かき集める作業
- 17 金属その他無機物を製錬し、熔融する工程において、土石・鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、金型に鋳込みする場所にお

ける作業を除く。

- 18 粉状の鉱物を燃焼する工程・金属その他無機物を製錬し、熔融する工程において、炉・煙道・煙突等に付着し、堆積した鉱さい・灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、容器に入れる作業
- 19 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、修理し、耐火物を用いた窯、炉等を解体し、破碎する作業
- 20 屋内、坑内、タンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アークを用いてガウジングする作業
- 20の2 金属をアーク溶接する作業
- 21 金属を溶射する場所における作業
- 22 染土の付着した藁草（いぐさ）を庫入れし、庫出しし、選別調整し、製織する場所における作業
- 23 長大ずい道（じん肺施行規則別表第3第17号の長大ずい道をいう）の内部のホッパー車からバラストを取り卸し、マルチプルタイタンパーにより道床を付き固める場所における作業

【「粉じん障害防止規則別表第2」に掲げる特定粉じん作業（主要なもの）】

- 1 坑内の鉱物等を動力により掘削する箇所
- 2 坑内の鉱物等を動力により破碎、粉碎、ふるいわける作業
- 5 屋内の、岩石又は鉱物を動力により裁断し、彫り、仕上げする作業
- 6 屋内の、研ま材の吹き付けにより、研まし、又は岩石・鉱物を彫る作業
- 7 屋内の、研ま材を用いて動力により、岩石・鉱物・金属を研まし、ばり取りし・金属を裁断する作業
- 8 屋内の、鉱物等、炭素原料またアルミニウムはくを動力により、破碎し、粉碎し、ふるいわける作業
- 9 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム、酸化チタンを袋詰めする作業
- 10 屋内の粉状の鉱石、炭素原料、これらを含む物を混合し、混入し、散布する作業
- 11 屋内の、原料（粉状鉱石、炭素原料、ガラス・ほうろう原料、陶磁器・耐火物・けいそう土・研ま材等）を混合する作業
- 12 屋内の、耐火レンガ・タイル原料を動力により成形する作業
- 13 陶磁器、耐火物、珪藻土製品、研磨材を製造する工程及び炭素製品を製造する工程において、屋内の、半製品・製品を動力（手持ち式動力工具によるものを除く）により仕上げする作業
- 14 鋳物業の各業務
- 15 屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する作業

（注）上記作業の番号は、粉じん障害防止規則別表第2の各番号であり、代表的なものを記した。

第 2 回 粉じん作業特別教育受講申込書

【FAX;028-633-8507】

一般社団法人 宇都宮労働基準協会 会長 殿

令和 年 月 日

下記の者について受講を申し込みます。

※ 事務局記入欄
※ 事務局記入欄

事業場名(企業名)		
所在地	〒 ー	
電話・FAX	電話 ;	FAX ;
担当者職氏名		
事業の種類	製造業 (製造) ・鉱業・建設業・その他 ()	
受講者No. (※主催者が記入)	受講者氏名 (ふりがな) 生 年 月 日 (昭和・平成)	住 所
No.	() 昭・平 年 月 日	〒 ー
No.	() 昭・平 年 月 日	〒 ー

キリトリセン

粉じん作業特別教育受講票

(※事務局が記入)

第 号 _____ 殿

第 号 _____ 殿

【日時】 令和5年12月15日(金)の1日間
9時15分受付開始
9時35分講習開始

【会場】 栃木県護国国会館
宇都宮市陽西町1-37 (028-622-3180)

一般社団法人宇都宮労働基準協会 会長

領 収 書

令和 年 月 日

殿

領収金額 _____ 円也

(内訳(

(税抜金額合計 _____ 円)

(適用税率10%消費税額合計 _____ 円)

但し、粉じん作業特別教育受講料 名
分として(テキスト代を含む。)

上記の金額正に領収いたしました。

宇都宮市築瀬町1958-1
一般社団法人 宇都宮労働基準協会 会長
適格請求書発行事業者登録番号
T8-0600-0500-1303

【受講料納付の方法】 右記のいずれかを○で囲ってください。現金持参・口座振込 月 日支払い予定。
申込み締切日 (11月10日(金)) までに納入をお願いします。